

有明アーバンスポーツパーク利用規約

有明アーバンスポーツパーク（以下、「本施設」という。）の利用に際しまして、下記の事項を厳守されますようお願い申し上げます。

第1条

本施設の運営は東京都生活文化スポーツ局の業務委託先である東武トップツアーズ株式会社（以下、「運営者」という。）が行います。

第2条

本施設の利用に際しましては、運営者の指示に従うようお願いします。

第3条

本施設の利用は無料です。

第4条

本施設の利用は完全予約制です。公式ホームページを確認のうえご予約ください。

第5条

本施設の利用可能日等は公式ホームページをご確認ください。

なお、特別点検、天災地変、天候その他運営者が必要と判断した場合、急遽施設利用を中止する場合がございます。

第6条

本施設利用時に、盗難、傷害、その他事故が発生しても本施設では一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

また、スタッフや各所受付での現金、貴重品類、物品のお預かりなどは一切いたしかねますので、ご了承ください。

第7条

本施設内で気分が悪くなった場合、ただちにスタッフにお申し付け下さい。

第8条

ロッカーの貸し出しは、ご利用日当日のみとします。

第9条

本施設では、下記の事項を禁止いたします。

ただし、運営者によって実施する場合及び運営者から個別の許可を得た場合はこの限りでない。

1. 定められた場所以外でのスケートボード滑走等の迷惑行為
2. 危険行為
3. 誹謗中傷並びに暴力行為及び威嚇行為
4. 公序良俗に反する行為
5. アンケート等の依頼行為
6. 勧誘、セールス及び物販等の商業行為
7. 印刷物及びチラシ等の配布行為
8. 特定の宗教や政治等の宣伝行為
9. 施設内に落書きや造作をする行為
10. 営業妨害とみなされる行為
11. 飲酒、喫煙（電子タバコを含む。）及び酒気を帯びている状態での施設利用
12. 医師から運動を禁じられている方の施設利用
13. 写真・ビデオ撮影、録音等
14. 各種設備設定の変更（空調・照明・音響等を含むがこれらに限られない）
15. 危険物のお持ち込み
16. 車での来場
17. その他運営者が不適切だと判断した一切の行為

第 10 条

反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）に該当、または反社会的勢力と関係を有する方の当施設のご利用は固くお断りいたします。

第 11 条

本規約は 2024 年 4 月 19 日より施行します。